公 告

「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち生乳需給調整基幹施設整備事業」による「東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアムが整備する乳製品加工施設実施設計」について、下記の通り条件付一般競争入札を行う ので公告する。

令和７年４月７日

東京都渋谷区代々木１－３７－２
東日本地域における生乳需給調整
基幹施設コンソーシアム

１．業務委託の概要等

１）業務名称　東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム乳製品加工施設実施設計

２）委託概要　乳製品施設の実施設計

３）委託期間　着手日～令和８年２月２８日

４）予定価格　事後公表

５）最低制限価格 設定あり

２．入札参加形態 単体企業

３．入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、事前にコンソーシアムに「資格要件確認申請書」を提出し、入札参加資格要件の審査で承認を受けた者。

１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、 更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は 再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

３）令和７年度において一級建築士事務所として登録されている者であること。

４）同種又はそれに類する施設の実施設計の実績があること。

４．設計図書等の閲覧

１）場所　　：東京都渋谷区代々木１－３７－２
　　東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム
　　（全国酪農業協同組合連合会内）

２）期間　　：令和７年４月７日(月)～令和７年４月１８日(金)までの期間
　　午前 10 時から午後 4 時まで
　　（但し、土曜、日曜、祝祭日等の休日を除く）

３）閲覧方法：書面による閲覧

４）質問事項：書面によりコンソーシアム協議会に提出してください
　　（任意様式)。質問期限は閲覧期間内とします。

５）その他　：閲覧時に名刺の提示の上、閲覧者名簿に記名願います。

５．入札参加資格の確認について

１）提出書類
　本協議会が別に定める「資格要件確認申請書」１部
　「入札参加資格審査申請書」１式（公共工事等入札参加資格審査申請様式に準ずる。）

２）提出方法
　閲覧開始後提出期間内に本コンソーシアムに持参してください。

３）提出期限　：　令和７年４月２１日(月)

４）提 出 先　：　東京都渋谷区代々木１－３７－２
　　東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム
　　（全国酪農業協同組合連合会内）

５）資格要件の審査及び結果通知
　①審 査　：　令和７年４月２２日(火)
　②通 知　：　審査後２日以内に審査結果を郵送にて通知します。
　　資格要件を満たした者については、入札に必要な様式、関係書類を同時に送付します。

６．入札方法

１）条件付き一般競争入札とし、入札参加者は所定の日時に所定の場所に本人（又は委任した 代理人）が出席して入札書を提出することとする。

２）入札執行日時及び執行場所
　日時　：　令和７年４月２５日(金）午前１１時００分より正午まで
　場所　：　東京都渋谷区代々木１－３７－２
　　東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム

（全国酪農業協同組合連合会内）

３）その他 ①当日に資格要件確認通知書（写）を持参すること。
②入札保証金は免除する。

７．落札者の決定並びに契約の締結

１）入札した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、直ちに本人へ落札したことを通知するとともに入札に参加した者にその結果を通知する。

２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とする。

３）落札者は止むを得ない事由がある場合のほかは、前項の規定による通知を受けた日から１０日以内に契約を締結しなければならない。

４）落札者が理由なく前項の期間内に契約を結ばない場合は、落札者はその効力を失うものとし、入札保証金相当分として違約金として落札金額の１００分の５を徴収する。

５）契約保証金は、金銭的保証とし、落札金額の１０％以上を納付すること。ただし、落札価格の１０％以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の１０％以上に相当する債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し保証を付し、コンソーシアムに寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

８．契約代金の支払条件

１）契約代金の支払いは原則として成果物の完成月末締め翌月末日の支払とし、契約締結時に双方協議の上、決定する。

９．本件に関する問合せ先

〒１５１－００５３　東京都渋谷区代々木１－３７－２
東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム
（全国酪農業協同組合連合会内）
電話 ０８０－５４７１－３６０８
Mail iwamoto_hitoshi@zenrakuren.or.jp
担当 岩本

以上

資格要件確認申請書（兼）指名願い

令和７年４月　　日

東日本地域における生乳需給調整
基幹施設コンソーシアム
会長　熊谷　法夫　　様

住所
商号
代表者名　　印

令和７年４月１日付けで通知のあった「東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアムが整備する乳製品加工施設実施設計」に関する条件付一般競争入札の資格要件確認申請書を提出し、入札参加指名を願い出ます。

なお、次の事項を誓約します。

１．入札参加資格要件に定める次の要件を満たしていること。

１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、 更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は 再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

３）令和７年度において一級建築士事務所として登録されている者であること。

４）同種又はそれに類する施設の実施設計の実績があること。

２．添付の「入札参加資格審査申請書類」の記載内容は事実と相違ないこと。

添付書類

資格要件を証明できる関係書類

入 札 書

金額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

工事等の名称　　東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアムが整備する乳製品加工施設実施設計

成果物の提出場所　東京都渋谷区代々木１－３７－２
東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム
（全国酪農業協同組合連合会内）

この入札保証金　免除

上記の通り入札いたします。

令和７年４月　　日

住 所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

代理人氏名　　㊞

委 任 状

私は、当社　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

件名　東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアムが整備する
　　乳製品加工施設実施設計

委任する内容
　　入札及び見積に関する一切の件

受任者印	

令和７年４月　　日

東日本地域における生乳需給調整
基幹施設コンソーシアム
会長　熊谷　法夫　　様

住 所
商号又は名称
代理人氏名　　㊞

東日本地域における生乳需給調整基幹施設コンソーシアム工事等競争入札心得

（目的）

第１条　本協議会が発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む）又は製造の請負契約に係る条件付き一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札保証金等）

第２条　入札保証金は、入札金額の１００分の５以上の額とし、その納付等については別に定めるところによる。但し、当該入札に参加する者のうち、会長が減免の必要を認めた場合においては、これを免除する。

（入札等）

第３条 入札参加者は、入札公告又は指名通知書、図面、金額抜き設計図書、仕様書の他現場等を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

２　入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して、入札書を提出することを原則とする。

３　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。

（１）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（２）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（３）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（４）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（５）　正当な理由なくて契約を履行しなかった者

（６）　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第３条の２　入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、第３条第２項で指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

２ 入札を辞退する時は、その旨を、次の各号に掲げることにより申し出るものとする。

（１）入札執行前にあっては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。

（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。ただし、入札書同額がある場合は、辞退を認めずくじで行うものとする。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に、不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第３条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４条）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはいけない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけない。

（積算内訳書）

第３条の４　入札参加者に対し、入札書に加えて入札書」に記載された入札金額に対応した積算内訳書の提出を求めることができる。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　入札参加者が１者の場合には、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効等）
第５条　次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（１）競争入札参加の資格がない者のした入札
（２）委任状を持参しない代理人のした入札
（３）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
（４）記名押印を欠く入札
（５）金額を訂正した入札
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（７）明らかに連合によると認められる入札
（８）その他、本協議会において、特に指定した事項に違反した入札
２　次の各号のいずれかに該当する入札は失効とする。
（１）最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
（２）低入札価格調査制度が適用されている場合において、低価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札

（入札書等の取り扱い）
第５条の２提出された入札書は開札時前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し、若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又は疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引協議会に提出する場合がある。

（落札者の決定）
第６条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
２　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

（再度入札）
第７条　開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（以下「再入札」という）を行う。
２　再入札の回数は２回までとする。
３　最初の入札に参加できなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再入札には参加することができない。

（契約保証金）
第８条　契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）
第９条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・ 氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内 にこれを契約権者に提出しなければならない。
２　落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消す場合がある。
３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示した場合はこの限りではない。

（意義の申立）
第１０条　入札した者は、入札後第３条第１項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（共同企業体に関する事項）
第１１条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から 入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなればならない。

（技術者の配置等）
第１２条　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に規定する技術者の設置等については、現場代理人及び主任技術者等通知書により確認することとし、適正な配置がされていないことと判断される場合には、当該契約を解除する。

（補則）
第１３条　この心得に疑義がある場合には、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる